

議員提出議案第17号

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月13日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

大内啓治	辻淳子	木下誠
山下昌彦	丹野壮治	大橋一隆
守島正	高見亮	飯田哲史
上田智隆	岡崎太	佐々木りえ
杉山幹人	西拓郎	東貴之
片山一步	田辺信広	出雲輝英
杉村幸太郎	梅園周	藤田あきら
竹下隆	金子恵美	藤岡寛和
宮脇希	岡田妥知	高山美佳
吉見みさこ	海老沢由紀	大西しょういち
坂井はじめ	くらもと隆之	原田まりこ
野上らん	伊藤亜実	原口悠介
山田はじめ		

(別紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年大阪市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(報酬の支給の停止等)

第3条の2 被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより市会の会議又は委員会(常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会であつて、当該議員が所属するものをいう。以下同じ。)を欠席したときは、欠席した日の属する月(以下この項において「欠席月」という。)以後の月分の報酬は、同日後において最初に市会の会議若しくは委員会に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により市会の会議又は委員会を欠席した日の属する月(欠席月と同一の月である場合は、その翌月)以後の月分の報酬を除き、その支給を停止する。

2 前項の規定による報酬の支給の停止は、当該報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があつたとき又は無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定したときは、これを解除する。

3 第1項の規定による報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について有罪の裁判が確定したときは、同項の規定によりその支給を停止した報酬及び当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の属する月からその終期の属する月までの月分の報酬は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を停止されるべきであつた月分の報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月分の報酬を支給された議員は、これを返納しなければならない。

第5条の次に次の1条を加える。

(期末手当の支給の停止等)

第5条の2 基準日前6月以内に第3条の2第1項の規定により当該月分の報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであつた月分の報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。)があるときは、前条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎と

して月割りをもって計算した当該報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前6月以内に第3条の2第3項の規定により当該月分の報酬を支給しなかった月(同項後段の規定により当該月分の報酬を返納しなければならない月を含む。)があるときは、前条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を停止されるべきであった月分の額に相当する部分で既に支給を受けたものがあるときは、当該部分を支給された議員は、これを返納しなければならない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第3条の2及び第5条の2の規定は、この改正条例の施行の日以後、被告人又は被疑者として身体の拘束を受けたものについて適用し、施行日前に被告人又は被疑者として身体の拘束を受けたものについては、なお従前の例による。

説 明

市会議員の報酬及び期末手当の支給の停止等に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (抄)

第 3 条 省 略

(報酬の支給の停止等)

第 3 条の 2 被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより市会の会議又は委員会 (常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会であって、当該議員が所属するものをいう。以下同じ。) を欠席したときは、欠席した日の属する月 (以下この項において「欠席月」という。) 以後の月分の報酬は、同日後において最初に市会の会議若しくは委員会に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により市会の会議又は委員会を欠席した日の属する月 (欠席月と同一の月である場合は、その翌月) 以後の月分の報酬を除き、その支給を停止する。

2 前項の規定による報酬の支給の停止は、当該報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があったとき又は無罪の裁判 (無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。) が確定したときは、これを解除する。

3 第 1 項の規定による報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について有罪の裁判が確定したときは、同項の規定によりその支給を停止した報酬及び当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の属する月からその終期の属する月までの月分の報酬は、支給しない。この場合において、第 1 項の規定により支給を停止されるべきであった月分の報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月分の報酬を支給された議員は、これを返納しなければならない。

第 5 条 省 略

(期末手当の支給の停止等)

第 5 条の 2 基準日前 6 月以内に第 3 条の 2 第 1 項の規定により当該月分の報酬の支給を停止した月 (同項の規定により支給を停止すべきであった月分の報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。) があるときは、前条第 1 項の期末手当のうち、それぞれその基準日前 6 月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分

は、その支給を停止する。

2 第3条の2第2項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3 基準日前6月以内に第3条の2第3項の規定により当該月分の報酬を支給しなかった月（同項後段の規定により当該月分の報酬を返納しなければならない月を含む。）があるときは、前条第1項の期末手当のうち、それぞれその基準日前6月以内の期間におけるその議員の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。この場合において、第1項の規定により支給を停止されるべきであった月分の額に相当する部分で既に支給を受けたものがあるときは、当該部分を支給された議員は、これを返納しなければならない。